目黒区男女平等・共同参画センター相談業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和８年１１月

目黒区総務部人権政策課

１　目的

本要項は、目黒区男女平等・共同参画センター相談業務委託に当たり、契約候補者を、価格のみならず、相談事業の運営に資する職業意識、技術力、業務実績、業務実施体制等を含めた総合的な判断により選定する公募型プロポーザル方式で実施するに当たって、必要な手続き等について定めるものとする。

２　業務の概要

（１）業務名

目黒区男女平等・共同参画センター相談業務委託

（２）履行場所

目黒区中目黒二丁目１０番１３号中目黒スクエア及び区の指定する場所

（３）業務概要

業務の概要は、以下のとおり。なお、詳細は、「相談業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりである。

①　こころの悩み相談業務

毎週火曜日から土曜日（祝日及び１２月２８日から１月４日を除く）の１０時から１６時

②　配偶者暴力専門相談

毎週月曜日から金曜日（祝日及び１２月２９日から１月３日を除く）の９時から１７時

（４）履行期間（予定）

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで。

※契約は１年単位とするが、履行状況を確認し、業務執行業況が良好な場合には、契約を２回まで更新することができる。（初年度を含めて、最大３年間の契約となる）

（５）提案限度価格

１５，７７４，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

提案した価格が提案限度価格以上となる場合は、提案を無効とする。

３　参加要件

参加できる事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者とする。要件の基準日は（様式１）プロポーザル参加申込書の提出日とする。

（１）目黒区の競争入札参加資格を有しており、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて事業者の登録がされていること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産開始手続きの申立てがなされていない者であること。

（４）目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準（平成２年４月１日付目総契第７４０号決定）に基づく入札参加除外又は指名停止の措置を受けていないこと。

（５）目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２３年７月２８日付目総契第４０７０号決定）の入札除外措置を受けていないこと。

（６）地方公共団体において、令和４年度から令和８年度の５年間に相談業務の受託実績があること。

（７）東京都内に本社又は事業所等を有していること（人員の不足及び事故発生時等の緊急事態に対応する必要があるため)。

４　実施日程概要

内容	期間等
募集要項・仕様書公表	令和８年１１月１３日（金）
質問受付期間	令和８年１１月１３日（金）から 令和８年１１月２０日（金）１７時まで
質問への回答	令和８年１１月２５日（水）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和８年１２月２日（水）１７時まで
参加申込者に係る参加要件の確認結果通知	令和８年１２月４日（金）
企画提案書等の提出期限	令和８年１２月２８日（月）１７時まで
第一次評価（書類審査）結果通知	令和９年１月２５日（月）
第二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和９年２月２日（火）
契約候補者結果通知、最終結果公表	令和９年２月１６日（火）
契約締結予定日	令和９年４月１日（木）

※　スケジュールは変更となる場合がある。

５　参加申込手続

（１）参加申込受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月２日（水）１７時まで（必着）

（２）参加方法

当該プロポーザルの参加を希望する事業者は、下記（３）の提出資料を「14　担当・連絡先」宛てに持参、郵送又は電子メールで提出すること。

※１：持参の場合は、土日祝日を除き、９時から１７時までとする。

※２：電子メールの場合は、送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をすること。また、令和８年１２月３日（木）正午までに原本を持参又は郵送により提出すること。

（３）提出資料・提出部数

提出資料	様式	部数
プロポーザル参加申込書	様式１	１部
東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し	－	１部
参加資格確認書	様式２	１部
事業者概要	様式３	１部
地方公共団体における直近５年間の相談業務の契約書の写し	－	１部

（４）参加資格の確認

参加申込書を提出した事業者について、参加資格を満たすことを確認し、その結果をプロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレスへ送信する。

６　質問及び回答

（１）質問受付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２０日（金）１７時まで

（２）質問方法

〈様式４〉質問書に質問項目の該当ページ及び質問内容を記入し、「14　担当・連絡先」まで電子メールで提出すること。送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をすること。

（３）回答方法

令和８年１１月２５日（水）までに、質問書に記載されたメールアドレスへ送信する。

なお、回答は質問書又はプロポーザル参加申込書を提出した全ての事業者に、質問内容とその回答を送付する。

また、回答の内容は仕様書等の追加、又は修正とみなす。

（４）その他

・質問内容に疑義が生じた場合は、担当から質問者へ電話等で問い合わせをすることがある。

・回答に際し、質問内容は要旨とする場合がある。

・仮に質問書又はプロポーザル参加申込書を提出した事業者が必要と判断した質問であっても、区が公開することが望ましくないと判断した場合は、質問に回答しない場

合がある。

・回答に対しての再質問は受け付けない。

７　企画提案書等の提出

（１）企画提案書等の提出期限

令和８年１２月２８日（月）１７時まで

（２）企画提案書等の提出先

郵便番号１５３－００６１

目黒区中目黒二丁目１０番１３号　中目黒スクエア８階

目黒区 総務部 人権政策課 男女平等センター係

（３）企画提案書等の提出方法

持参又は郵送（必着）※持参の場合は、土日祝日を除き、９時から１７時までとする。

（４）提出資料

提出資料	様式	部数
企画提案書提出届	様式５	正本１部
企画提案書	自由形式	正本１部・副本１０部
企画提案概要	様式６の１・２	
見積書（積算内訳を記載）	自由形式	
提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書 **※該当の場合のみ提出**	様式７	正本１部

（５）留意事項

企画提案書等について、補足資料「企画提案書等の様式及び作成に関する留意事項」を参照の上、作成すること。

８　選定方法・評価基準

目黒区総務部人権政策課が設置する「目黒区男女平等・共同参画センター相談業務委託業者選定委員会」において、書類審査による第一次評価、プレゼンテーション及びヒアリング審査による第二次評価を行い、第一次評価点と第二次評価点の合計点が最も高い事業者を本業務に最適な契約候補者として選定する。

なお、企画提案書を提出した事業者数によっては、書類審査による第一次評価の評価点順に、第二次評価対象者数を３事業者程度に選定することがある。

（１）第一次評価（書類審査）

ア　概要

企画提案書等の内容を評価し、第一次評価点とする。

イ　評価基準

評価項目	評価の視点
基本的な考え方	・相談業務（女性のための悩み相談と配偶者暴力相談）を遂行するに当たっての考え方が明確かつ具体的に記述されている。 ・相談業務（女性のための悩み相談と配偶者暴力相談）の内容について十分理解している。
適正な請負業務	・労働者派遣と業務請負を明確に区分し、業務請負を適正に遂行する体制を整備している。 ・偽装請負回避のための対策が講じられている。
関係機関との連携	・区及び他機関との連携体制を構築できる。 ・緊急時対応（安全確保・避難支援など）の連携体制を構築できる。
研修及び人材育成	・社員教育に対する考え方が明確で、優秀な相談員が確保される体制が整備されている。 ・受託前・受託後の統括責任者・相談員等に対する教育・育成の体制が整備されている。
業務の実施体制	・短い引継ぎ期間でも円滑に受託開始するための取組が考えられている。 ・専門資格等（公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、臨床心理士、認定心理士）を有する相談員が確保される体制が整備されている。 ・統括責任者が適正に配置され、業務遂行に関する必要事項等について円滑かつ確実に男女平等・共同参画センターとの連絡調整に当たることができる。 ・臨時又は長期的な欠員が生じた場合のバックアップ体制における応援体制が整備されている。
個人情報管理	・個人情報保護に対し、社員教育を含めた取組が確実に行われている。
業務実績	・地方公共団体における相談業務の実績がある。
費用	・見積額は妥当か。

（２）第二次評価

ア　概要・評価基準

企画提案書等の内容について、配置を予定している統括責任者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

プレゼンテーション及びヒアリング審査内容を評価して算出した得点を第二次評価点とする。

イ　実施日時等

項目	内容
日時	令和９年２月２日（火）集合時間は別途通知する。
会場	未定
内容	提案書等の内容についての説明（１５分）　質疑（２０分） ※質疑の時間等により、時間は多少前後することがある。
その他	・使用する機器（パソコン）は、第二次評価対象事業者が用意すること。スクリーン、プロジェクターについては、区のものを使用すること。 ・実際に業務に携わる予定の担当者（業務従事予定者）によるプレゼンテーションを実施すること。 ・説明者は３名以内とする。

ウ　評価基準

プレゼンテーション及びヒアリングでは、説明内容の信頼性、提案内容の実現性、取組姿勢、質疑応答への対応を主な評価項目とする。

（３）総合評価

選定委員会は、一次評価と二次評価の合計評価点を算出し、合計評価点が最も高い事業者を委託候補者として決定する。また、次に合計評価点が高い事業者を次点委託候補者として決定する。ただし、いずれも合計評価点が５割を超える場合に限る。

なお、同点数の者が複数の場合は、見積金額が安価なものを上位者とする。

９　選定結果の通知

第一次評価後、企画提案書等を提出したすべての事業者へ評価結果をメールにて通知する。また、第二次評価後、プレゼンテーションに参加したすべての事業者へ選定又は非選定の結果を書面で通知する。

１０　選定結果の公表

契約締結後、下記項目について目黒区ウェブサイトにて公表する。

【公表事項】

①　候補者の名称、合計点及び選定理由

②　①以外の参加者の名称及び合計点

※　①以外の参加者の名称はＡＢＣ表記とし、合計点は点数順で表記する。

１１　契約手続き

契約候補者として選定された事業者と本区の間で、委託内容、経費について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

１２　参加者の失格・無効

（１）参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする。

（２）提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不実記載等がある場合は、失格とする。

（３）選定後において、（１）又は（２）に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とする。

（４）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合は、失格とする。

（５）提案した価格が「２　業務の概要（５）提案限度価格」を超えた場合は、提案を無効とする。

１３　その他留意事項

（１）本件に参加し、提案に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

（２）都合により当該プロポーザルを途中で辞退する場合は、〈様式８〉参加辞退届を提出すること。

（３）提出期限以後の提出書類の差替え及び再提出は認めない。

（４）本提案に関する提出書類は、返却しない。

（５）提出書類については、この募集要項による契約候補者の選定の目的のみに利用する。ただし、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成１２年１２月目黒区条例第５８号）に基づき、提出書類等を公開することがある。

（６）審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

（７）プロポーザルの実施過程において、直接履行場所の男女平等・共同参画センターへ連絡や訪問を行うことや、職員等に話を聞くことなどは禁止する。

（８）本プロポーザルにおいて受領した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に利用すること及び第三者に漏らすことを禁じる。

（９）本件は、令和９年度予算案が区議会にて成立した場合に契約を締結する。

（１０）契約の締結に当たっては、契約候補者と企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様書を作成し、契約を締結する。

（１１）契約候補者が辞退した場合又は協議が不成立となり契約締結が見込めないと目黒区が判断した場合は、次点の候補者を繰り上げて、企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様書を作成し、契約を締結する。ただし、その場合においても、次点の候補者と協議が不成立となり契約締結が見込めないと判断した場合などは、選定委員会で合議の上、取扱いを決定する。

１４　担当・連絡先

〒153-0061　東京都目黒区中目黒二丁目１０番１３号　中目黒スクエア８階
目黒区　総務部　人権政策課　男女平等センター係　担当　後藤、江原
電話：０３－５７２１－８５７０　ＦＡＸ：０３－５７２１－８５７４
メールアドレス：jinken01@city.meguro.tokyo.jp